

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則..... (国民健康保険課)	15
告 示	
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	18
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課)	18
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	18
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定..... (農業施設管理課)	18
○漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定の一部改正..... (水産経営課)	18
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	19
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	19
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	19
道立紋別病院告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	19
○特定調達契約に係る入札の公告.....	20
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	21

規 則

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則をここに公布する。
平成17年11月11日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第132号
北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例(平成17年北海道条例第89号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

る。

(1) 地域差指数 次のアからオまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該アからオまでに定める割合をいう。

ア 当該年度の国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第70条第3項第1号イ及びロに掲げる額の合算額の見込額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。)第29条の6第2項の規定に準じて算定したものに限る。)を当該年度の法第70条第3項第2号に掲げる額の見込額(施行令第29条の6第2項の規定により算定したものに限る。以下この号において同じ。)で除して得た割合(以下この号において「特別事情控除前の地域差指数」という。)が100分の114を超える場合 当該年度の法第70条第3項第1号に掲げる額の見込額(施行令第29条の6第2項の規定により算定したものに限る。)を当該年度の法第70条第3項第2号に掲げる額の見込額で除して得た割合

イ 特別事情控除前の地域差指数が100分の110以上100分の114以下の場合 100分の109

ウ 特別事情控除前の地域差指数が100分の105以上100分の110未満の場合 100分の104

エ 特別事情控除前の地域差指数が100分の100以上100分の105未満の場合 100分の100

オ 特別事情控除前の地域差指数が100分の100未満の場合 特別事情控除前の地域差指数

(2) 一般被保険者の所得比 当該年度の保険料(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。)の賦課期日における一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和38年厚生省令第10号。以下「省令」という。)第5条第1項第1号ロに規定する一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。)を平均一般被保険者数(同条第1項第1号イに規定する平均一般被保険者数をいう。以下同じ。)で除して得た額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の道内全市町村(道内において国民健康保険事業を行うすべての市町村をいう。以下同じ。)の合算額を平均一般被保険者数の道内全市町村の合計数で除して得た額で除して得た割合をいう。ただし、当該割合が100分の100を超えるときは、100分の100とする。

(3) 介護保険第二号被保険者の所得比 当該年度の保険料の賦課期日における介護保険第二号被保険者(国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等被保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「政令」という。)第1条第1項に規定する介護保険第二号被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎控除後の総所得金額等(省令第5条第1項第2号ロに規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。)を平均介護保険第二号被保険者数(前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における介護保険第二号被保険者の合計数を12で除して得た数をいう。以下同じ。)で除して得た額を介護保険第二号被保険者に係る基礎控除後の総所得

金額等の道内全市町村の合算額を平均介護保険第二号被保険者数の道内全市町村の合計数で除して得た額で除して得た割合をいう。ただし、当該割合が100分の100を超えるときは、100分の100とする。

(北海道普通調整交付金の交付)

第3条 北海道普通調整交付金は、第5条の規定により算定した額(以下「調整対象需要額」という。)が第6条の規定により算定した額(以下「調整対象収入額」という。)を超える市町村に対して交付する。

(北海道普通調整交付金の額の算定)

第4条 北海道普通調整交付金の額は、当該市町村の調整対象需要額から当該市町村の調整対象収入額を控除した額に知事が別に定める率を乗じて得た額とする。

(調整対象需要額の算定方法)

第5条 調整対象需要額(地域差指数が100分の120を超える市町村に係るものを除く。)は、当該市町村における次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 省令第4条第1項第1号イに掲げる額(法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村及び市町村が被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている市町村(以下「一部負担金の割合軽減等市町村」という。)については、省令第4条第2項から第6項までに定めるところにより算定した同号イに掲げる額に相当する額)
 - (2) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療費拠出金の納付に要した費用の額から当該期間における政令第2条第1項第2号に規定する退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額
 - (3) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において法第82条第1項に規定する保健事業に要した費用の額(その額が当該市町村の前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における被保険者数の合計数を12で除して得た数(以下この号において「平均被保険者数」という。)に700円を乗じて得た額を超えるときは、当該市町村の平均被保険者数に700円を乗じて得た額)
 - (4) 省令第4条第1項第4号イに掲げる額
- 2 調整対象需要額(地域差指数が100分の120を超える市町村に係るものに限る。)は、当該市町村における次に掲げる額の合計額とする。
- (1) 省令第4条第1項第1号イに掲げる額に100分の120を当該市町村の地域差指数で除して得た割合を乗じて得た額(一部負担金の割合軽減等市町村については、省令第4条第2項から第6項までに定めるところにより算定した同号イに掲げる額に相当する額に100分の120を当該市町村の地域差指数で除して得た割合を乗じて得た額)
 - (2) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において老人保健法の規定による

医療費拠出金の納付に要した費用の額から当該期間における政令第2条第1項第2号に規定する退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額に100分の120を当該市町村の地域差指数で除して得た割合を乗じて得た額

(3) 前項第3号及び第4号に掲げる額の合算額

(調整対象収入額の算定方法)

第6条 調整対象収入額は、法の規定により保険料を徴収する市町村にあっては第1号及び第2号に掲げる額の合算額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあっては第3号及び第4号に掲げる額の合算額とする。

- (1) アに掲げる額に地域差指数を乗じて得た額とイに掲げる額に地域差指数を乗じて得た額に一般被保険者の所得比を乗じて得た額との合算額
 - ア 当該年度における施行令第29条の7第2項第2号の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の道内全市町村の合算額から当該年度における一般被保険者に係る法第72条の2の2第1項の規定による繰入金(施行令第29条の7第1項に規定する基礎賦課額に係る額に限る。)の道内全市町村の合算額を控除して得た額を当該年度の保険料の賦課期日における一般被保険者数の道内全市町村の合計数で除して得た額に当該市町村の平均一般被保険者数を乗じて得た額
 - イ 当該年度における施行令第29条の7第2項第2号の所得割総額及び資産割総額の道内全市町村の合算額を当該年度の保険料の賦課期日における一般被保険者数の道内全市町村の合計数で除して得た額に当該市町村の平均一般被保険者数を乗じて得た額
- (2) アに掲げる額とイに掲げる額に介護保険第二号被保険者の所得比を乗じて得た額との合算額
 - ア 当該年度における施行令第29条の7第4項第2号の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の道内全市町村の合算額から当該年度における介護保険第二号被保険者に係る法第72条の2の2第1項の規定による繰入金(施行令第29条の7第1項に規定する介護納付金賦課額に係る額に限る。)の道内全市町村の合算額を控除して得た額を当該年度の保険料の賦課期日における一般被保険者のうち介護保険第二号被保険者の道内全市町村の合計数で除して得た額に当該市町村の平均介護保険第二号被保険者数を乗じて得た額
 - イ 当該年度における施行令第29条の7第4項第2号の所得割総額及び資産割総額の道内全市町村の合算額を当該年度の保険料の賦課期日における一般被保険者のうち介護保険第二号被保険者の道内全市町村の合計数で除して得た額に当該市町村の平均介護保険第二号被保険者数を乗じて得た額
- (3) アに掲げる額に地域差指数を乗じて得た額とイに掲げる額に地域差指数を乗じて得た額に一般被保険者の所得比を乗じて得た額との合算額
 - ア 当該年度における地方税法第703条の4第4項の被保険者均等割総額及び世帯別平

等割総額の道内全市町村の合算額から当該年度における一般被保険者に係る法第72条の2の2第1項の規定による繰入金（地方税法第703条の4第2項に規定する基礎課税額に係る額に限る。）の道内全市町村の合算額を控除して得た額を当該年度の保険料の賦課期日における一般被保険者数の道内全市町村の合計数で除して得た額に当該市町村の平均一般被保険者数を乗じて得た額

イ 当該年度における地方税法第703条の4第4項の所得割総額及び資産割総額の道内全市町村の合算額を当該年度の保険料の賦課期日における一般被保険者数の道内全市町村の合計数で除して得た額に当該市町村の平均一般被保険者数を乗じて得た額

(4) アに掲げる額とイに掲げる額に介護保険第二号被保険者の所得比を乗じて得た額との合算額

ア 当該年度における地方税法第703条の4第19項の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の道内全市町村の合算額から当該年度における介護保険第二号被保険者に係る法第72条の2の2第1項の規定による繰入金（地方税法第703条の4第2項に規定する介護納付金課税額に係る額に限る。）の道内全市町村の合算額を控除して得た額を当該年度の保険料の賦課期日における一般被保険者のうち介護保険第二号被保険者の道内全市町村の合計数で除して得た額に当該市町村の平均介護保険第二号被保険者数を乗じて得た額

イ 当該年度における地方税法第703条の4第19項の所得割総額及び資産割総額の道内全市町村の合算額を当該年度の保険料の賦課期日における一般被保険者のうち介護保険第二号被保険者の道内全市町村の合計数で除して得た額に当該市町村の平均介護保険第二号被保険者数を乗じて得た額

（北海道特別調整交付金の額）

第7条 北海道特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合計額に知事が別に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 災害等による保険料の減免の措置が採られた場合において、知事が別に定める基準により算定した額
- (2) 省令第4条第1項の額（同項第3号及び第4号に掲げる額を除く。以下同じ。）のうち、結核性疾患及び精神病に係る額（法第55条第1項又は国民健康保険法施行法（昭和33年法律第193号）第5条第3項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給（以下「特別療養給付」という。）に係る額であって、当該疾病に係るものを除く。）の占める割合が知事が別に定める割合を超える場合において、知事が別に定める基準により算定した額
- (3) 省令第4条第1項の額のうち、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）第5号の規定に基づき定められた療養担当手当に係

る額（特別療養給付に係る額であって、当該療養担当手当に係るものを除く。）がある場合において、知事が別に定める基準により算定した額

- (4) 国民健康保険の事業運営の広域化の推進に資する事業であって知事が別に定める基準に適合するものに要する費用について、知事が別に定める基準により算定した額
- (5) 療養の給付等に要する費用（法第68条の2第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）の適正化、保険料の収納率の上昇等に資する事業であって知事が別に定める基準に適合するものに要する費用について、知事が別に定める基準により算定した額
- (6) 療養の給付等に要する費用の適正化が図られ、又は保険料の収納率が上昇した場合その他の場合で知事が別に定める基準に適合する場合において、知事が別に定める基準により算定した額
- (7) その他国民健康保険の財政に影響を与える特別の事情がある場合において、知事が別に定める額
（事業の区域に変更を生じた場合の取扱い）

第8条 当該年度の4月2日以後において、一の市町村の事業の区域の全部又は一部が他の市町村の事業の区域となった場合における当該他の市町村に対して交付する当該年度の北海道国民健康保険調整交付金の額については、当該区域と当該他の市町村のその他の区域とを区分し、その区域ごとに当該他の市町村を別個の市町村とみなして算定するものとする。

（端数計算）

第9条 北海道普通調整交付金の額、北海道特別調整交付金の額、調整対象需要額又は調整対象収入額を算定する場合において、その算定した金額に500円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円として計算するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成17年度分の北海道国民健康保険調整交付金から適用する。
- 2 平成17年度から平成19年度までにおける北海道普通調整交付金については、第3条の規定にかかわらず、道内全市町村に対して交付する。
- 3 平成17年度における北海道普通調整交付金の額については、第4条の規定にかかわらず、各市町村における第1号に掲げる額から第2号及び第3号に掲げる額の合算額を控除して得た額に100分の4を乗じて得た額に知事が別に定める率を乗じて得た額とする。
 - (1) 第5条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる額の合算額
 - (2) 法第72条の2の2第1項の規定による繰入金の2分の1に相当する額
 - (3) 平成15年度における法第70条第3項に規定する基準超過費用額

- 4 前項の規定は、平成18年度における北海道普通調整交付金の額について準用する。この場合において、同項中「100分の4」とあるのは「100分の6」と、「平成15年度」とあるのは「平成16年度」と読み替えるものとする。
- 5 第3項の規定は、平成19年度における北海道普通調整交付金の額について準用する。この場合において、同項中「100分の4」とあるのは「100分の6」と、「平成15年度」とあるのは「平成17年度」と読み替えるものとする。

告 示

北海道告示第835号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成17年11月11日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	五十路おばさん 助平ったらしい尻	新日本映像	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	女子寮の好色親爺 屋根裏の覗き穴	同		
同	淫らな果実 もぎたて白衣	オーピー映画		

北海道告示第836号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、南長沼土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成17年11月11日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成17.10.29	監事	松村 敏文	夕張郡長沼町東7線南5番地
同	同	同	柏 敏春	同 東6線南9番地
同	同	同	漆原 衛	同 西1線南8番地
退任	同 17.10.28	監事	柏 敏春	同 東6線南9番地
同	同	同	漆原 衛	同 西1線南8番地

北海道告示第837号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次の地区について

道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成17年11月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年11月11日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
北門	畑地帯総合整備[担い手支援型(単独土層改良)](暗きよ、土層改良)	北海道十勝支庁
美宇	中山間地域総合農地防災(農業用排水、土留工)	北海道日高支庁

北海道告示第838号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、平成17年11月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年11月11日

北海道知事 高橋 はるみ

事業主体	地区名	事業の種類	縦覧場所
ながめま農業協同組合	舞鶴北	基盤整備促進[基盤整備](暗きよ)	北海道空知支庁
同	新光	同	同

北海道告示第839号

昭和55年北海道告示第2号(漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年11月11日

北海道知事 高橋 はるみ

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表中石狩・厚田・浜益加入区の項中「石狩市並びに厚田郡厚田村及び浜益郡浜益村一円」を「石狩市一円」に改め、同表落部加入区の項中「山越郡八雲町のうち落部、東野及び栄浜の区域」を「二海郡八雲町のうち落部、東野及び栄浜の区域」に改める。

2 法第112条第2項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表中瀬棚加入区の項中「瀬棚郡一円」を「久遠郡せたな町のうち瀬棚区の区域」に

改め、同表大成加入区の項中「久遠郡大成町一円」を「久遠郡せたな町のうち大成区の区域」に改め、同表熊石加入区の項中「爾志郡熊石町一円」を「二海郡八雲町のうち八雲町熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域」に改め、同表八雲加入区の項中「山越郡八雲町のうち落部、東野及び栄浜を除く区域」を「二海郡八雲町のうち落部、東野、栄浜、熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く区域」に改める。

北海道告示第840号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年11月11日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 伊達市東関内町428の3地先・428の3（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第841号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年11月11日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 斜里郡斜里町字真鯉9（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年11月11日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路線名 厚岸昆布森線

3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
釧路郡釧路町大字昆布森村字チョロベツ148番1地先から釧路郡釧路町大字昆布森村字チョロベツ148番1地先(道道根室浜中釧路線交点)まで	前		25.00mから45.20mまで	237.50m	道道根室浜中釧路線重複L=28.00m
釧路郡釧路町大字昆布森村字チョロベツ148番1地先から釧路郡釧路町大字昆布森村字昆布森85番48地先(道道根室浜中釧路線交点)まで	後		20.02mから76.00mまで	1,689.40m	道道根室浜中釧路線重複L=25.50m

道立紋別病院告示

北海道立紋別病院告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成17年11月11日

北海道立紋別病院長 及川 郁雄

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成17年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成17年11月11日に一般競争入札の公告を行う北海道立紋別病院の医療機器（人工透析装置）の購入契約

(2) 資 格 北海道立紋別病院の医療機器(人工透析装置)の購入の資格
(以下「資格」という。)

(3) 物 品 等 の 種 類 医療機器(人工透析装置)

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

(1) 平成17年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 医療用具販売業の届出等をしていることを証明した者であること。

(3) 調達をする物品等に係る迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成17年12月5日から9日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道立紋別病院庶務課

イ 提出先の所在地 北海道紋別市緑町5丁目6番8号

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、エ、オ、4の(1)、(3)及び5の(2)による。

北海道立紋別病院告示第10号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年11月11日

北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄

1 入札に付す事項

(1) 調達する物品の名称及び数量

人工透析装置 一式

(2) 契約の目的の仕様等 入札説明書による。

(3) 履 行 期 限 平成18年3月27日

(4) 納 入 場 所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号

北海道立紋別病院庁舎(5階透析室及び棟屋1階)

2 入札に参加する者に必要な資格

平成17年北海道立紋別病院告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院 別棟会議室(送付による場合は、郵便番号 094-8709 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院庶務課)

(2) 入 札 日 時 平成17年12月21日 午後2時(送付による場合は、平成17年12月20日必着)

(3) 開 札 場 所 (1)と同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)と同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院庶務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量270gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道立紋別病院庶務課に申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道立紋別病院庶務課

(2) 所 在 地 郵便番号 094-8709 北海道紋別市緑町5丁目6番8号
電話番号 01582-4-3111 内線 305

9 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

dialysis machine system 1 set

B . Bid tendering date and time :

2 : 00 P. M., December 21, 2005 (Postal bid should reach us by December 20, 2005)

C . Contact : Hokkaido Mombetsu hospital Administrative affairs division 5-6-8,

Midori-cho, Mombetsu-shi, Hokkaido, 094-8709 Japan.

phone : 01582-4-3111 Extension 305

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第168号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年11月11日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
交通管制センター交通状況大型表示システムの賃貸借 一式
- 2 落札を決定した日
平成17年10月14日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 日本電子計算機株式会社
 - (2) 住 所 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 4 落札金額
312,375円(月額)
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成17年8月19日付け北海道警察本部告示第124号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

正 誤

平成17年10月7日(第1712号)

北海道規則第106号(都市緑地法施行細則)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
7	右	7
誤	届出、若しくは	
正	届出若しくは	

